

第4回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

- 1 日 時 令和5年8月7日(月) 9時30分～15時45分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) 山口地方最低賃金審議会山口県専門部会運営規程の改正について
- (3) 審議結果

5 議事概要

(1) 金額審議において、労働者側から

- ・ 直近数年の審議結果における最低賃金引上げ額が急激であることは承知しており、中小・小規模事業者が大変な苦労をされていることは承知している。よって、目安額である40円まで歩み寄りたい。
- ・ 春闘の結果は4月に判明し6月にはある程度必要な内容が見えてくるため、10月1日発効でも年内の調整に向けて企業は準備ができるはずである。発効日は昨年も遅れたが、労働組合が存在しない会社においては、発効後の遡及払いが困難であることから1日でも早い発効を希望する。

との主張がされた。

(2) 金額審議において、使用者側からは

- ・ 県内29人以下の春闘の賃金引上げ率は1.82%と低く、これは「通常の事業の支払い能力」を加味されており、中小・小規模事業者の実態が反映されていることを理解頂きたい。
- ・ 公益委員からの提案を踏まえ、広島県との賃金格差が最低でも広がらない金額である40円を引上げ額として再度提示する。
- ・ 発効日に関する提案であるが、本日結審すれば、10月1日発効となるわけ

であるが、使用者側の支払いに向けた準備期間が必要であるし、参考人意見陳述でもあったように昨年も半数が勤務短縮をしており、本年も10月1日発効となると年末に向けて年収要件内での労働時間とするため、更なる労働時間短縮が必要であることから労働現場では混乱を招く懸念がある。

- ・ 他県の発効日が続々と10月1日に決まっている中で、山口県のみが翌年1月1日発効とすることは現実的ではないものの、将来的には翌年1月1日発効とすることが望ましい。

との主張がされた。

- (3) 労働者側・使用者側が歩み寄った結果、公労使で意見が一致し、時間額928円、引上げ額40円、引上げ率4.5%、発効日について令和5年10月1日として公労使で意見が一致した。また、専門部会で取りまとめられた専門部会報告書の記載内容について、公労使の三者で確認を行い、当該報告書に基づき山口地方最低賃金審議会へ報告することが了承された。
- (4) 事務局から山口地方最低賃金審議会山口県専門部会運営規定の改正について提案がなされ、審議の結果、改正案のとおり決議された。

また、事務局から最低賃金と生活保護費との比較に関する説明を行い、令和4年度発効の山口県最低賃金額が生活保護費を下回っていないことが確認された。